

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 30 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23240105

研究課題名(和文)トランスプロフェSSIONAL・リテラシーを備えた専門家養成基盤に関する模索的研究

研究課題名(英文) Trial research project on the development of professionals with trans-professional literacy

研究代表者

三成 賢次 (Mitsunari, Kenji)

大阪大学・法学(政治学)研究科(研究院)・理事(副学長)

研究者番号：90181932

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 29,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、専門人材に期待される領域横断的なリテラシー(以下「トランスプロフェSSIONAL・リテラシー」)を備えた医師やエンジニア、法曹といった高度専門職・中核人材養成基盤のあり方を模索する学際共同研究プロジェクトである。本研究では、専門職・組織内中核人材に求められる能力・特性についてのアンケート調査を実施するとともに、大阪大学の学際研究教育拠点としてのメリットを最大限に生かし、医師、エンジニア、法曹など高度専門職のコミュニケーションないし協働に関わるワークショップや研究会、シンポジウムを実施し、法学研究科博士前期課程で「総合演習(トランスプロフェSSIONAL・リテラシー)」の授業を実施した。

研究成果の概要(英文)：This research project aims to conduct a collaborative research and discussion on the trans-professional literacy and the conditions of good team work between highly specialized professionals, like medical doctors, engineers and lawyers, and corporate principal personals. The research members of this project, formed by professors of medical science, engineering and law, conducted a questionnaire survey on the communications between professionals and corporation's principal personals relating to the corporate issues, held some workshops, research meetings and a symposium on the collaboration between highly specialized professionals, and gave a graduate seminar on the trans-professional literacy at the Graduate School of Law and Politics, Osaka University.

研究分野：西洋法制史

キーワード：トランスプロフェSSIONAL・リテラシー 高度専門職 医師 エンジニア 法曹

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、大学における専門職養成教育は急速に高度化してきた。だが、それと同時に並行で進行する問題として、専門人材の他分野に対するリテラシーの低下がしばしば指摘されてきた。専門人材を目指す学生は早い段階から専門特化した学修に専念し、この結果、自らの専門分野以外に関心を持たないまま職に就く傾向が強まっている。

しかし、今日では、医師、エンジニア、法曹といった高度専門職、あるいは企業等組織内中核人材は、個人プレーではなく、チームプレーで職務を遂行するのが通常としている。チームプレーには、それぞれの人材が他分野に対する領域横断的リテラシーに裏付けられたハイレベルなコミュニケーション能力とマネジメント能力を備えていなければならない。医療界、技術界、法曹界、そしてより広くは経済界が求める中核人材ニーズと、大学から輩出される若い専門人材とのギャップは拡大するばかりである。このギャップを少しでも小さくすることが大学に求められる喫緊の課題である。

2. 研究の目的

以上のような背景から、本研究は、領域横断的リテラシー(以下「トランスプロフェッショナル・リテラシー」)を備えた高度専門職および企業内の中核人材養成基盤のあり方を模索的探求することを目的とする。本研究では、医師、エンジニア、法曹などの高度専門職、専門分化した組織内中核人材のコミュニケーション能力およびマネジメント能力向上のための方策を実証的に明らかにするとともに、それらの方策を専門教育に組み込み、力量ある専門人材養成のための強靱な実践的基盤の構築を試みた。

3. 研究の方法

本研究は、最初に高度専門職・組織内中核人材に求められる能力・特性についてのアンケート調査を実施するとともに、トップレベルの専門人材を数多く輩出している大阪大学の学際研究教育拠点としてのメリットを生かし、医師、エンジニア、法曹など高度専門職のコミュニケーションないし協働に関わるワークショップや研究会、シンポジウムを実施して、アンケート等で得られた知見を実務経験と融合させるよう試みてきた。さらに、教育活動の一環として、法学研究科博士前期課程で「総合演習(トランスプロフェッショナル・リテラシー)」を開講し、研究成果の教育還元を努めてきた。本研究では、これらの活動を通じて、専門職、組織内中核人材のコミュニケーション能力や協働の質を高めるため条件と人材育成基盤のあり方について明らかにしてきた。

4. 研究成果

本研究は模索的探求の実践であり、その成

果は研究活動中で得られた知見として明らかになる。ここでは、各年度の研究活動で得られた知見を紹介するとともに、今後の展望を明らかにすることで、研究成果の公表としたい(一部小規模な研究会の紹介は割愛)。

(1)2011年度

2011年度には、「専門職・中核人材に求められる能力・特性についてのアンケート調査」を実施するとともに、2回の「拡大ワークショップ」を実施した。

アンケート調査は、福井康太、西本実苗、川島惟が中心となって実施した。調査票は、2012年1月末に会社四季報CD-ROM版(東洋経済新報社)に掲載されている上場企業3,629社に郵送した。実施期間は同年2月1日から3月9日の約1か月間で、アンケートについて133社から回答を得た。有効回答率は3.6%であった。本アンケートでは、Q1 海外投資案件、Q2 環境 CSR 案件、Q3 顧客情報漏えい対応案件、Q4 ビジネスモデルの刷新案件、Q5 政府からの補助金付き事業案件の5つの架空事例を提示した上で、会社における専門職・中核人材のコミュニケーションのあり方について聞き、さらに専門職・中核人材に求められる39項目のコンピテンシーについて質問した。このアンケートから、いずれの架空事例でも、社長とともに総務、法務、経理、人事の担当者がコミュニケーションの中心に立つこと、法務とコンプライアンス専門部署の役割は異なること、外部の専門家としては法律系専門職がいずれの架空事例でも重要な役割を果たすが、事例ごとに専門職の重要性は異なり、事例によっては技術者や医療職が特別の役割を果たすこともあること、企業組織で専門職・中核人材に求められるコンピテンシーとしては、まずもって求められるのは責任感であり、分析力と情報分析力、誠実性がこれに続き、必ずしも能力の高さが最重要であるわけではないことが明らかとなった。

2011年8月26日に、水島郁子が中心となって第1回拡大ワークショップ「産業医・精神科医・労働法学者の対話 産業メンタルヘルス事例を素材として」を開催した。同ワークショップでは、産業医、精神科医、法律家(顧問弁護士の役割を想定)の間の見解のズレについて、企業でのメンタルヘルス疾患発生事例を手がかりに議論した。そこでは、医師と法律家の間に考え方のズレがあるだけでなく、医師の間でも産業医と専門医の間で見解に食い違いがあることが明らかになった。医師はその役割上患者に寄り添う立場を取るものの、専門医は患者により近く、産業医は会社に及ぼすリスクを患者の個人的リスクと天秤にかけて、会社にリスクが及ばない範囲で患者の復職利益を実現しようとする。これに対して、法律家はもっぱら会社にもたらされるリスクを最小化するという観点から行動する。ここから労働事件におけ

る医師と法律家のコミュニケーション・ギャップが発生することが明らかとなった。

2012年3月25日に、木村正、平野哲郎が中心となって、第2回拡大ワークショップ「医療行為への『期待』とは 医療と法からのアプローチ」を実施し、医療に対する患者や法律家の期待と医療現場とのギャップについて議論した。議論を通じて、患者はしばしば医師に対して過大な「期待」を抱き、これを裁判上も認めてもらおうと行動するが、裁判所はこの「期待」を権利として認めることに慎重であること、医師は持ち出しの努力で高度の医療サービスを提供するが、その高いサービスを受用するのが患者の当然の権利ということになれば医療が疲弊してしまうこと、医療の側には法律家に対する無理解や恐れがあり、それが医師と法律家のコミュニケーションを困難にしていることなどが明らかになった。

(2)2012年

2012年度には、「中核人材・専門職に求められる能力・特性についてのアンケート調査」の中間報告書を刊行し、その成果を学会報告するとともに、1回の拡大ワークショップと1回の研究会を実施した。

2012年5月30日にアンケート調査の結果について西本実苗、川島惟、および福井康太が報告した。調査結果は6月末に中間報告書としてまとめ、刊行した。調査結果の概要はすでに紹介した通りである。

7月27日に森勇介を中心に第3回拡大ワークショップ「基礎研究の社会還元 研究成果の社会化・実用化に伴う多様なリスクとその対応」を実施し、先端医学や薬事研究の成果を社会還元することの困難について議論した。参議院議員で前文部科学副大臣・大阪大学招へい教授(当時)の鈴木寛をはじめ、医学や薬学、工学分野を中心とする7名の研究者を講師に招き、外部の研究者等50名以上の参加者を得た。そこで主に議論されたのは、日本において何がイノベーションのボトルネックになっているかであった。イノベーションのボトルネックのカテゴリーとしては、本人の甘え、戦略性のなさ、硬直した教育システム、リーダーシップの不足、

不透明で恣意的な社会制度・法制度、社会の理解不足・無責任、イノベーションの資金的サポートの不在があるとされた。フロアも交えた熟議では、そのようなボトルネックをどのようにして乗り越えるか議論され、教育制度の改革やベンチャーキャピタルの整備などが提言された。

12月15日に、西本実苗、川島惟、福井康太の3名が日本法社会学会関西研究支部研究会にて『中核人材・専門職に求められる能力・特性についてのアンケート調査』集計結果の報告 コレスポンス分析を用いて」と題して報告。研究成果の学会での公表を行った。報告内容はすでに紹介した通りで

あるが、調査方法、調査項目の設計についていくつかの問題点が指摘された。

2013年3月17日に、西本実苗が中心となり、回生病院メンタルヘルス科臨床心理士の長谷綾子を招いて研究会を行った。基調報告「協働における関係性と情緒をめぐる問題 精神分析的立場での実践を通して」では、臨床心理士が児童自立支援施設で他の職員と協働する上で必要なものは何かについて、実体験に基づく見解が紹介された。ここでの議論を通じて、臨床心理士が児童自立支援施設の現場で他の様々な職種との協働を行うためには、臨床心理士が自ら経験している苦痛や悩み、そして他の職種が直面している苦痛や悩みを情緒にまで踏み込んで深く理解すること、その理解をベースに徐々に対話を進めていくことが必要不可欠であることが明らかにされた。

(3)2013年度

2013年度には、1回の科研究研究会を行い、「総合演習(トランスプロフェッショナル・リテラシー)」(全15回)を開講した。

7月27日に三成賢次を中心に科研究研究会を行った。研究会では、グランフロント大阪に企業所属の一級建築士、技術士、開業一級建築士、発注元企業担当者、行政担当者、大学施設部担当者、建築学研究者、科学哲学者、法学研究者ら十数名が集まり、立場によって見解が異なりうる3つの建築トラブル事例をとりあげ、各専門家の見解の違いは何故生じるのか、各専門家の共通理解の形成は可能なのか、といった問題について議論した。議論では、誰にも想定できない不測の建築事故が発生することはあり、この場合は本来誰に対しても事故の責任を問えないはずであるが、そうであっても費用負担の問題として発注元に重い責任を求めていくことはできないので、設計者と施工業者で費用を負担することは多いこと、発注者がコスト削減について細かな指示を出してくるような場合には、設計者、施工業者の責任が軽減されるべきであること、建築確認が下りた設計通りに建築を行えば施工業者に債務不履行はないということになるが、実際に建築を行う際には「現場合わせ」(現場での微調整)が必要不可欠であり、完全に当初の設計通りには行かない場合があるが、それで施工業者が法的責任を問われることになるのでは、施行業者は事業を継続することができないこと、そもそも日本ではエンジニアを「プロフェッション」(自立的専門職)と見る伝統がなく、近時専門家責任がますます重く問われるようになっているにも拘わらず、その自立性は保障されることはなく、顧客ではなく専門家の利益を保障するという意味での専門職保険(Professional Liability Insurance)は未整備であることなど、課題が指摘された。

10月から半期間(第2学期)これまでのワークショップや研究会のトランスクリプト

ト等を教材にした「総合演習(トランスプロフェッショナル・リテラシー)」を開講した。授業担当者は福井康太と西本実苗の2人であり、川島惟もサポート担当として授業に参加した。授業は教授会が行われない木曜日の4時限目と5時限目(第2木曜日は法学研究科、第3木曜日は高等司法研究科の会議日)に実施した。授業では、高度専門職を中心とする専門家が自らの専門領域を超えて他の専門家とチームで仕事をするための条件を議論し、また授業の後半に学生にグループディスカッションとプレゼンをやってもらった。受講生の評判は概ねよく、様々な発見があったとの評価を得た。

(4)2014年度

2014年度には、3回の科研セミナーを実施するとともに、法学研究科博士前期課程で「総合演習(トランスプロフェッショナル・リテラシー)」(全15回)を開講した。

まず、10月開講の「総合演習(トランスプロフェッショナル・リテラシー)」では、前年度同様、高度専門職を中心とする専門人材が自らの専門領域を超えて様々な専門人材とチームで仕事をするための条件について、学生と議論した。受講生は2013年度より少なく、また留学生が多かったが、授業の評判はよく、教育効果は高かった。

2015年1月26日に、三成賢次と山田綾子を中心となり、大阪大学大型教育研究プロジェクト支援室共催科研セミナー「変動期の学術基盤を考える オランダ調査を手がかりに」を開催し、文系理系の枠を超えた研究支援のあり方について議論した。オランダの有力大学では、どの分野でも国内に留まらずEUレベルを意識して研究が行われていること、競争的予算獲得には政府機関や中間支援組織である科学アカデミーが重要な役割を果たしていること、国境を越えてEU予算を組織的に獲得するためのネットワークが構築されていること、大学の研究支援スタッフも、単に事務を担当するというのではなく、研究分野について高度な理解があり、シニアの支援スタッフは博士号を有し、幅広い研究者人脈を有していること、大学ごとに重点研究領域が設けられていて、それを大学執行部とシニア・アカデミックマネージャー(役員相当の研究支援スタッフ)が戦略的に配分・取り次ぎしていることなど、オランダの有力大学の国際評価の高さの背景に関わる知見が得られた。

2月17日に、松川正毅が受入を担当し、フランス・トゥールーズ大学法学部教授のジャック・ラルユーによるセミナー「学際研究の方法と重要性」を開催した。このセミナーでは、フランスの法学分野での学際研究について情報交換を行った。フランスの法学分野では、様々な学際研究が行われており、環境法や情報法、ロボット研究と法学のコラボレーションなど、興味深い学際研究が行われている

ことが紹介された。

2月22日に瀬戸山晃一が中心となって一般公開セミナー「倫理審査委員に求められるリテラシーとは 医学研究の倫理審査委員をめぐって」が開催された。セミナーでは、大学病院の倫理委員、治験審査委員経験者のパネリストによる報告とともに、フロア参加者との活発な意見交換が行われた。そこでは、非専門家委員に求められる知識は想像以上に広範であること、そのような基準を満たす非専門家委員候補者はなかなか見つからないこと、医療側委員と非専門家委員の知識や感覚のギャップは避けられず、医療側によるパターンリズムは必要であること、非専門家委員の発言が人権への配慮や文面チェックに限られがちなのは問題であり、より広い発言の機会が与えられるべきであること、倫理審査にも国際的連携が必要であることなどが指摘された。

(5)2015年度

2015年度は、一般公開の「総合シンポジウム」を実施し、「総合演習(トランスプロフェッショナル・リテラシー)」(全15回)を開講するとともに、研究成果報告書(冊子体)を刊行した。

総合シンポジウムは、9月18日に大阪大学会館にて開催された。シンポジウムでは、現在の科学技術政策のもとでのトランスプロフェッショナル・リテラシー研究の位置づけの問題、医療行為に対する過剰な「期待」の問題、専門家、特に医療者の感覚と一般人の感覚のギャップの問題、専門家のイノベーションを引き出すうえで、意識面と無意識面のギャップにどのように対処するか、といった問題が提起され、フロアの参加者も交えて活発な議論が行われた。シンポジウムでの議論を通じて、トランスプロフェッショナル・リテラシーの実現の難しさが確認される一方、大学教育を通じて他領域の専門家や一般人との理解や感覚のギャップを埋めていく可能性について示唆を得た。

10月からは、3年目の「総合演習(トランスプロフェッショナル・リテラシー)」(全15回)を開講した。最終年度の受講生も少なかったが、リーディング大学院博士課程プログラムの学生の参加もあり、議論のレベルは高く、好評であった。

12月以降は科研費研究成果報告書(冊子体)の作成に専念し、3月に刊行した。

(6)展望

本研究が模索的に探求してきた高度専門職・組織内中核人材養成の基盤構築の必要性はますます大きくなってきている。現代社会の求める創造的な仕事をするためには、高度専門職・組織内中核人材は、関係する他分野について一定のリテラシーを備え、他分野の専門人材のものの考え方、問題処理のやり方、「解決」についての考え方、段取り、立場を

理解し、それを尊重する「心構え」のようなもの、相手を受け入れる姿勢を持たなければならぬ。その土台を作る上で、大学の教養教育、専門教育における学際的な学術交流は有効であり、学生のうちに他分野の知り合いをできる限り多く持つことがますます重要となる。これに大学教育はどのような役割を果たすことができるか、より具体的な検討が必要になる。本科研メンバーに課された次の研究課題はこのようなものになる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 26 件)

瀬戸山晃一「医療の進歩と法政策 パターナリズム論による診断」日本法政学会『法政論叢』第 51 巻第 2 号、301-316 頁(2015) 査読無

中島和江「レジリエンス・エンジニアリングの医療安全への展開 うまくいっていることから学び、うまくいくことを増やす」日本臨床救急医学会雑誌、2015、18 巻 2 号、204 頁、査読無

水島郁子「職場における安全衛生実務の方向性」季刊労働法、250 号 2-10 頁(2015) 査読無

福井康太「アジアにおける法化を考える - 日中企業における弁護士ニーズ調査を手がかりに -」法と実務、第 11 号 131-160 頁(2015) 査読無

福井康太「法学における利他の位置づけ」未来共生学 2015(通巻第 2 号) 31-47 頁(2015) 査読無

三成賢次「わが国における法学部教育の状況」阪大法学 64 巻 6 号 368-382 頁(2015) 査読無

瀬戸山晃一「生命科学技術の発展と法 - 遺伝学的情報のプライバシーと遺伝子差別禁止政策」愛知学院大学宗教法制研究所 宗教法制研究：法と宗教をめぐる現代的諸問題(五) 第 54 号、105-146 頁(2014) 査読無

瀬戸山晃一「新型出生前診断技術の利用をめぐる倫理的懸念の考察」法政学会 法政論叢第 50 巻 2 号、278-297 頁(2014) 査読無(依頼原稿)

水島郁子「職場の変化と法 - 就業環境と労働者の健康」岩波講座 現代法の動態 3 社会変化と法、109-130 頁(2014) 単巻、査読無

Kota FUKUI and Stacey STEELE, "Internationalising legal education in Japan as discourse and practice", Internationalising Japan: Discourse and practice, pp. 32-52 (2014), 単巻、査読無

福井康太「日中企業における弁護士役割比較」法の観察：法と社会の批判的再構築に向けて、298-314 (2014) 単巻、査読無

Kota FUKUI, "The Diversification and Formalisation of ADR in Japan: The Effect of Enacting the Act on Promotion of Use of Alternative Dispute Resolution",

Formalisation and Flexibilisation in Dispute Resolution, pp. 189-210 (2014), 単巻、査読なし(招待)

森勇介「心理学的アプローチによるプロジェクト活性化：異分野連携・ベンチャー起業がうまくいく、とっておきの方法」応用物理第 82 巻第 10 号 880-881 頁(2013) 査読無

瀬戸山晃一「遺伝学的情報と法」名古屋大学法政論集 250 号 393-403 (2013) 査読無

小林傳司「エンタープライズとしての科学技術」アステイオン 78 号 110-124 (2013) 査読無

Ikuko MIZUSHIMA, "Workplace Harassment, Mental Health, and the Law", Japan Labor Review Vol.10, No.3. 40-55, 2013, 査読無

水島郁子「使用者の健康配慮義務と労働者のメンタルヘルス情報」日本労働法学会誌 122 号、23-31 (2013) 査読無

福井康太「オーストラリアの司法アクセス支援制度と法曹の役割 - 日本の制度のモデルとして -」阪大法学 63 巻 3・4 号、217-238 (2013) 査読無

小林傳司「科学技術的思考と法的・社会的思考の相克」法律時報 85 巻 3 号、80-84 頁(2013) 査読無

中島和江「医療安全・質改善に関する卒前医学教育」日本内科学会雑誌 101 巻 12 号(2012) 3477-3483 査読無

②Shen J, Fukui O, Hashimoto H, Nakashima T, Kimura T, Morishige K, Saijo T, "A cost-benefit analysis on the specialization in departments of obstetrics and gynecology in Japan", Health Econ Rev, 2 巻 1 号 2 頁(2012) 査読有

②水島郁子「職場におけるハラスメント・メンタルヘルスと法」日本労働研究雑誌 第 627 号、34-43 頁(2012) 査読無

③福井康太「法曹の新しい職域と法社会学：グローバル社会と地域社会の交錯」法社会学第 76 号、5-13 頁(2012) 査読無

④Ikuko MIZUSHIMA, "The Legal Issues Surrounding Professionals in Relation to Labor Law", Japan Labor Review Vol.8, Nr.4. 83-98 (2011), 査読無

⑤福井康太「コンプライアンスのための《法と倫理》入門(2)：組織全体に病理が蔓延する「カビ型」企業腐敗の予防を」環境会議 2012 年春号(通巻 37 号) 214-219 (2012) 査読無

⑥福井康太「コンプライアンスのための《法と倫理》入門(1)：これからの会社の正義の話しよう」人間会議 2011 年冬号(通巻 25 号) 210-215 (2011) 査読無

〔学会発表〕(計 7 件)

Kota Fukui, Access to Justice in an age of globalisation: the case of Japan, Invited Lecture at Asian Law Centre (Brown Bag Seminar), Melbourne Law School (2015.09.07), Melbourne, Australia.

瀬戸山晃一「医療のシンポと法政策 パターナリズム論による診断」日本法政学会(2014.11.15-2014.11.16)岡山大学鹿田キャンパス、岡山県岡山市

Kota FUKUI, "On the Potential of the Classical Japanese Theories of Sociology of Law", XVIII ISA World Congress 2014, (2014.07.13.-2014.07.19), Pacifico Yokohama, Yokohama, Kanagawa, Japan.

Kota FUKUI, "Success or Fail?: On the Effect of the Enacting the Act on Promotion of Use of Alternative Dispute Resolution in Japan", Law and Society Association (LSA) 2014 (2014.05.29-2014.06.01), Minneapolis, USA.

Kota FUKUI, "The Diversification and Formalization of ADR in Japan: The Effect of Introducing the Act on Promoting Alternative Dispute Resolution" International Conference "Dispute Resolution: Alternatives to Formalization - Formalization of Alternatives?", (2013.07.20-2013.07.21). University of Frankfurt, Frankfurt am Main, Germany

Kota FUKUI, "The Current Need for Lawyers in Corporations in Comparison between Japan and China" Law & Society Association 2013. (2013.05.30-2013.06.02). Boston, USA

Kota FUKUI, "Current Need for Lawyers in Corporations in China; in Comparison with Corporations in Japan", The 3rd East Asian Law & Society Conference (2013.03.22-2013.03.23). Shanghai Jiao Tong University, Shanghai, China.

〔図書〕(計 2 件)

三成賢次、福井康太、西本実苗、山田綾子 科研費基盤研究(A)「トランスプロフェSSIONAL・リテラシーを備えた専門家養成基盤に関する模索的研究」研究成果報告書、トランスプロフェSSIONAL・リテラシー科研事務局(2016)378頁

西本実苗、福井康太、科研費基盤研究(A)「トランスプロフェSSIONAL・リテラシーを備えた専門家養成基盤に関する模索的研究」『中核人材・専門職に求められる能力・特性についてのアンケート調査』集計結果に関する中間報告書」トランスプロフェSSIONAL・リテラシー科研事務局(2012)46頁 http://www.law.osaka-u.ac.jp/transprofessional_literacy/report_June.2012

〔その他〕

ホームページ

http://www.law.osaka-u.ac.jp/transprofessional_literacy/

6. 研究組織

(1)研究代表者

三成 賢次(MITSUNARI, Kenji)
大阪大学・法学研究科・理事(副学長)
研究者番号:90181932

(2)研究分担者

木村 正(KIMURA, Tadashi)
大阪大学・大学院医学系研究科・教授
研究者番号:90240845

小林 傳司(KOBAYASHI, Tadashi)
大阪大学・コミュニケーションデザイン・センター・理事(副学長)
研究者番号:70195791

島岡 まな(SHIMAOKA, Mana)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号:20222036

瀬戸山 晃一(SETOYAMA, Koichi)
京都府立医科大学・医学研究科・教授
研究者番号:00379075

中島 和江(NAKAJIMA, Kazue)
大阪大学・医学部附属病院・准教授
研究者番号:00324781

中山 竜一(NAKAYAMA, Ryuichi)
大阪大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号:00257958

福井 康太(FUKUI, Kota)
大阪大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号:00302282

松川 正毅(MATSUKAWA, Tadaki)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号:80190429

水島 郁子(MIZUSHIMA, Ikuko)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号:90299123

森 勇介(MORI, Yusuke)
大阪大学・大学院工学研究科・教授
研究者番号:90252618

(3)連携研究者

平野 哲郎(HIRANO, Tetsuro)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号:00351338

(4)研究協力者

西本 実苗(NISHIMOTO, Minae)
大阪大学・大学院法学研究科・特任助教

川島 惟(KAWASHIMA, Yui)
大阪大学・大学院法学研究科・特任研究員

山田 綾子(YAMADA, Ayako)
大阪大学・大学院法学研究科・特任研究員